

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ-3-3 保険募集態勢</p> <p>Ⅱ-3-3-1 適正な保険募集態勢の確立</p> <p>少額短期保険募集人が保険契約者の利益を害することがないように、少額短期保険業者は適正な保険募集態勢を確立する必要がある。このため、以下のような点について、少額短期保険業者の取り組み状況等を確認する必要がある。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少額短期保険募集人の採用・委託・登録（届出）</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険募集に関して、所属少額短期保険業者から委託を受けた者からさらに委託が行われる、いわゆる復代理が行われていないか。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅱ-3-3 保険募集態勢</p> <p>Ⅱ-3-3-1 適正な保険募集態勢の確立</p> <p>少額短期保険募集人が保険契約者の利益を害することがないように、少額短期保険業者は適正な保険募集態勢を確立する必要がある。このため、以下のような点について、少額短期保険業者の取り組み状況等を確認する必要がある。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 少額短期保険募集人の採用・委託・登録（届出）</p> <p>① (略)</p> <p>② 保険募集に関して、所属少額短期保険業者から委託を受けた者からさらに委託が行われる、いわゆる復代理が行われていないか（<u>法第275条第3項の認可を受けて行われる保険募集の再委託を除く。</u>）。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-6 保険募集の再委託</p> <p><u>「総合指針Ⅱ-3-3-10 &lt;保険募集の再委託&gt;」に準じて扱うものとする。</u></p>
<p>Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>保険募集の再委託</u></p> <p><u>法第275条第3項の認可を受けて保険募集の再委託を行う場合における所属保険会社等、保険募集再委託者及び保険募集再受託者が行う少額短期保険募集人の登録等（特定少額短期保険募集人の届出を含む。）の事務については、上記Ⅲ-2-4(1)から(9)に準じて扱うものとする。</u></p>